

2022 年 3 月

包装責任者の登録を希望する方へ

東京都が提供する資料とあわせて以下の事務連絡及び通知の内容を確認し、当該内容を遵守して検体等の送付を行っていただくようお願いいたします。

(令和2年3月25日付事務連絡)

ゆうパックにより検体を送付する際の包装責任者について [118KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000632079.pdf>

別紙 1 (令和2年4月14日課長通知を受け変更) [282KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000632080.pdf>

別紙 2 (令和2年4月14日課長通知を受け変更) [425KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000632083.pdf>

別紙 3 (令和2年4月14日課長通知を受け変更) [1973KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000632085.pdf>

別紙 4 (令和2年4月14日課長通知を受け変更) [230KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000632086.pdf>

(令和2年4月14日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

「感染症発生動向調査事業等において検体等を送付する際の留意事項について」 [282KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000548861.pdf>

(別添) 貨物自動車運送事業者を利用して検体等を送付する場合の包装に関する遵守事項 [425KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622241.pdf>

※上記は、以下のウェブサイトより関連項目を抜粋したものです。

感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について (厚生労働省ウェブサイト)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kekkaku-kansenshou17/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kekkaku-kansenshou17/03.html)